

# 納税などの通知書をお送りします

5月から6月にかけて、納税（納入）通知書をお送りします。今月号の広報では、皆さんにご負担いただいている税についてお知らせします。



## 市民税・道民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は下表\*1を参照）。

### ▼税額の算出方法

#### 【均等割額】

5千円（市民税3500円、道民税1500円）

※平成26年度から平成35年度までの間、防災に必要な財源を確保するため千円（市民税500円、道民税500円）が加算されます。

#### 【所得割額】

課税標準額（総所得金額－所得控除金額）×税率（10%）－税額控除額

※土地・建物の譲渡所得など所得の種類によっては、計算方法が異なります。

### ▼納入方法

給与所得の方は、原則6月

から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

事業を営む方などは6月30日（金）、8月31日（木）、10月31日（火）、翌年1月31日（水）の年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。

年金収入のある方は、年齢や年金額などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になつた方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。

☎ 381-1012  
【詳細】市民税課市民税係

## \*1 市民税・道民税が課税されない方

### 均等割も所得割もかからない場合

- ① 未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ② 扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③ 扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の方
- ④ 生活保護法によって生活扶助を受けている方

### 所得割がかからない場合

- ① 扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ② 扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

## 固定資産税・都市計画税

### ▼税額の算出方法

#### 【固定資産税】

課税標準額×税率（1・4%）

#### 【都市計画税】

課税標準額×税率（0・3%）

※課税標準額は土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出されます。

※市では固定資産の課税内容が分かるように、固定資産税・都市計画税納税通知書に「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

■ 土地

- 登記簿
- 土地補充課税台帳

■ 家屋

- 登記簿
- 家屋補充課税台帳

■ 償却資産

- 償却資産課税台帳

平成 29 年度 通知書発送予定日	
固定資産税・都市計画税	… 5月12日(金)
市民税・道民税（特別徴収）	… 5月12日(金)
市民税・道民税（普通徴収・年金からの天引き）	… 6月12日(月)
軽自動車税	… 5月12日(金)
国民健康保険税	… 6月12日(月)
介護保険料	… 6月12日(月)
後期高齢者医療保険料	… 6月12日(月)



▼納期  
年4回(5・7・9・12月)

固定資産税や都市計画税について詳しくみなどを説明したパンフレットを、5月12日(金)発送予定の納税通知書に同封します。

▼新築住宅の

固定資産税の軽減切れ

平成25年(マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成23年。ただし長期優良住宅を除く)に新築された住宅の固定資産税はこれまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成28年度で終了したため、今年度(平成29年度)から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されています。

【詳細】資産税課 ☎381-1404

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で使用している原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月12日(金)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごとに発行します。納期限は5月31日(水)です。

▼口座振替をご利用の方へ

納付確認の後、口座振替決済通知書と車検用納税証明書を送付します(6月中旬予定)。

5月下旬から6月中旬までに車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けられますので、平成28年度車検用納税証明書(有効期限は平成29年5月30日(火))にて、早めの車検をお勧めします。5月31日(水)から車検用納税証明書が届くまでの間に、平成29年度車検用納税証明書が必要な方は、市民税課税制係にご連絡ください。

(次ページへ)

市税は納期内に納めましょう

ご理解、ご協力をお願いします

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。

滞納すると?

定められた納期限までに納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

滞納処分

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、強制的に滞納している税を徴収する「滞納処分」を行う場合もあります。滞納処分は、債権(預貯金・給与・生命保険など)のほか、不動産や動産(自動車など)の財産も対象となります。

相談はお早めに

今月から税目ごとに平成29年度の通知書が発送されます。



す。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

市税を公平に負担していたため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

納税の猶予制度

●徴収の猶予  
災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

●換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

詳細は、納税課にお問い合わせください。

【詳細】納税課 ☎381-1013

インターネット公売

インターネット公売は、差し押さえた不動産や動産(自動車など)を、インターネットを使って売却する手続きです。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納税金にあてられます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市ホームページのくらしの情報から税金のページに進み、インターネット公売のページをご覧ください。



(前ページから)

### ▼軽自動車税の減免

左上の表に該当する場合には減免制度があります(部位により対象となる障がい等級が異なります。事前に電話などでご確認ください)。

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方。※以下「身体障がい者など」と表記	左の方が所有し運転するもの
②重度の身体障がい者などと同一生計の方	左の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転するもの(当該身体障がい者などが運転する場合を含む)
③重度の身体障がい者などのみの世帯の方	左の方が所有するもので、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つもの

### ▼手続き

①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)、②運転免許証、③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑不可)、④車検証、⑤本人確認書類など(※)をお持ちのうえ、5月31日(水)までに市役所10番窓口で手続きしてください(平成29年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税する前に手続きを)。

※減免申請書に「マイナンバー(個人番号)」の記載が加わり、本人確認書類の提示などが必要となりました。詳しくはお問い合わせください。

【詳細】市民税課税関係

### 国民健康保険税

国民健康保険の加入者に負担していただく税金です。算出方法は下の表のとおりです。

### ▼軽減対象が広がります

下表中の②均等割と③平等割は、世帯の所得などに応じて軽減されます(申請不要)。5割軽減と2割軽減の対象となる所得の基準を引き上げ

ますので、軽減の対象となる世帯が広がります。

### ▼課税限度額の引き上げ

医療分と後期高齢者支援金等分の課税限度額を、それぞれ2万円引き上げます。

### ▼忘れずに申告を

今年度の国民健康保険税(以下、国保税)は、前年中(平成28年1月1日～12月31日)の所得に基づき算定されます。国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方、収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方は、必ず申告をしてください。

申告を忘れた場合は、国保税の軽減の対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。

### 解雇された方などの国保税の軽減

解雇や雇い止め、倒産などにより離職を余儀なくされた方は、申請により国保税が軽減されます。

### ▼対象となる方

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の方)。

※特例受給資格者(資格者証の右上に「特」と記載)、高齢受給資格者(資格者証の右上に「高」と記載)は対象外です。

### ▼軽減額

対象者の前年の給与所得を30/100とみなして国保税を計算します。

### ▼軽減期間

離職した日の翌日の月分から翌年度末まで。雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。軽減期間内に国保資格に異動があった場合は、軽減が継続されない場合があります。

### ▼高額療養費

高額療養費などの所得区分がどの区分に当たるか判断する際、給与所得を30/100として判定します。

### ▼申請方法

①雇用保険受給資格者証、②印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑不可)、③申請者の本人確認書類、④マイナンバー

### 平成29年度

### 国民健康保険税の算出方法

#### 【医療分】

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 8.3%
- ②均等割：加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割：1世帯につき2万5,500円
- ※①～③を合算した額で課税限度額は54万円

#### 【後期高齢者支援金等分】

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 1.6%
- ②均等割：加入者1人につき5,000円
- ③平等割：1世帯につき5,500円
- ※①～③を合算した額で課税限度額は19万円

#### 【介護分】(40歳～64歳の被保険者)

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 1.7%
- ②均等割：加入者1人につき8,800円
- ※①～②を合算した額で課税限度額は16万円

【詳細】国保年金課税関係  
381・1028

(個人番号)がわかるものをお持ちのうえ、市役所6番窓口で手続きをしてください。

職種	区分	応募資格 (各区分とも要件をすべて満たす方)
共通		採用後、江別市内に居住が可能な方。
一般事務職	大学の部	4年制大学を卒業(見込み含む)した方で、昭和63年4月2日以降に生まれた方。
	身体障がい者の部	●高等学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。●身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている方。●自力(家族などによる送迎を含む)により通勤し、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な方。●活字印刷文による出題、自筆による解答および口頭による面接試験に対応できる方。
建築技術職	大学・高専の部	●4年制大学または高等専門学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。●建築工学に関する知識を有する方。
土木技術職	大学・高専の部	●4年制大学または高等専門学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。●土木工学または衛生工学に関する知識を有する方。
電気技術職	大学・高専の部	●4年制大学または高等専門学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。●電気工学に関する知識を有する方。
機械技術職	大学・高専の部	●4年制大学または高等専門学校を卒業(見込み含む)した方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。●機械工学に関する知識を有する方。
保育士	資格の部	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方または平成30年3月末までに取得見込みの方。ただし、(一社)全国保育士養成協議会が実施する平成29年度後期の保育士試験において資格取得見込みの方は受験不可(前期の保育士試験において資格取得見込みの方は受験可)。

第2回採用試験…9月実施予定  
(詳細は7月号に掲載予定)

平成29年度  
第1回

# 江別市 職員採用試験



## 採用試験ガイダンス 5月12日(金)

第1部 15時～16時30分 第2部 18時～19時30分

内容/勤務環境、採用試験の概要など。※事前申し込み不要。相談ブース有。

会場/えぼあホール(大麻中町26-7) [詳細] 職員課 ☎381-1007

[詳細] 職員課 ☎381-1007

●**申込方法**  
5月10日(水)から5月24日(水)までに「簡易書留郵便」で申込書を職員課へ郵送してください(当日消印有効)。

●**試験案内の配布**  
試験案内と申込書は、本庁舎2階職員課、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、市ホームページで5月10日(水)から配布します。郵送希望の方は、職種および試験区分を明記し、返信用封筒(120円切手を貼付、自身の住所と氏名を記載した角形2号封筒)を同封して職員課(☎067-8674 高砂町6)へ郵送してください。

## 個人情報保護制度と 情報公開制度

[詳細] 総務部総務課 ☎381-1005

### ■個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、個人情報保護制度により、具体的な管理ルールが定められ、皆さんが自己の情報の開示や訂正などを求めることができるようになっていきます。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことができます。閲覧無料(複写などは実費)。

平成28年度の  
開示請求の処理状況

区分	決定件数
全部開示	51 (43) 件
一部開示	6 件
非開示	0 件
不存在	2 件
計	59 (43) 件

※( )内は職員採用試験の結果に係る開示件数

### ■情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談室横の情報公開コーナーでは、行政情報に関する冊子などを閲覧することができますので、お気軽にご利用ください。



### ■情報公開制度

市が保有する情報を皆さんからの求めに応じて公開する制度で、市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進することを目指しています。

公開の請求は、どなたでも行うことができます。閲覧無料(複写などは実費)。

平成28年度の  
公開請求の処理状況

区分	決定件数
全部公開	9 件
一部公開	2 件
非公開	0 件
不存在	1 件
計	12 件